

総 則

1 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

教育課程は、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを達成するために、教育の内容を学年ごとに、または学年の区分によらずに授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化し、指導方法、使用教材など具体的な実施に重点を置いたものが指導計画であると考えることができる。

すなわち、指導計画は、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

各学校においては、特に次のような事項に十分配慮し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性等を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

(1) 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導

指導計画は、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの目標やねらいが達成されるように作成されるものであるが、これらのすべての教育活動の成果が統合されて、初めて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要がある。

そのためには、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。同一教科内における各科目相互の関連については、学習指導要領第2章「普通教育に関する各教科」及び第3章「専門教育に関する各教科」の各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において具体的に示されているので留意する必要がある。総合的な学習の時間についても、総則第4款「総合的な学習の時間」に示されたねらいや学習活動などについて、各教科・科目及び特別活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する必要がある。

各教科・科目等相互の関連を図るとともに、各教科・科目等において、発展的、系統的な指導を行うことは、生徒の発達段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。

高等学校にあっては、多様な選択履修の機会を設けることが期待されるが、これは、生徒の特性、進路等が多様化している状況を踏まえ、地域や学校の特色を生かした学校づくり、生徒の個性を生かす教育課程の編成・実施ができるようにするものであって、教育内容の発展性や系統性を軽視していることを意味するものではない。

各教科・科目の履修の際に安易な選択が行われることになると、学習内容に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が行われ難くなる。したがって、生徒の人間として調和のとれた育成を目指す教育課程の編成・実施という面から、生徒が主体的、自律的に

選択科目を選択できるような態度の育成に努めることが大切である。

総合的な学習の時間の指導計画作成に際しても、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心、進路等に基づく課題などについて、生徒の特性等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。

学校において指導計画作成に当たっては、各教科・科目等の目標、ねらいや指導内容についての発展性、系統性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを総合した系統化、組織化の観点からの指導が行われるように配慮しなければならない。

なお、指導計画の実施の過程において、重点を置き換えなければならなかったり、指導の内容、方法や順序を改めたりするなど変更しなければならない場合には、それまでの指導過程の実態を踏まえ、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の目標やねらいに照らして当初の指導計画を再検討し、修正を加えていかなければならない。このようなことも考慮して指導計画作成し、生徒の実態に即応しながら効果的な指導が進められるようにすることが大切である。

(2) 指導内容のまとめ方及び重点の置き方

総則第6款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の2の(2)では、「各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える」こととされている。したがって、各学校において指導計画作成に当たっては、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。

また、(1)及び(4)では、(1)「学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することもできる」とともに、(4)「特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる」こととされている。したがって、各学校においては、各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いに軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸長したり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画作成することが必要である。

学校においては、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するように、創意工夫を生かした効果的な指導計画作成する必要がある。

2 年間指導計画作成の基本的事項

(1) 年間指導計画作成の進め方

ア 年間指導計画の内容

年間指導計画作成に当たっては、教育課程の実施にかかわる基本構想を明確にすることが大切である。

教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間に関する主な項目及び留意事項は次

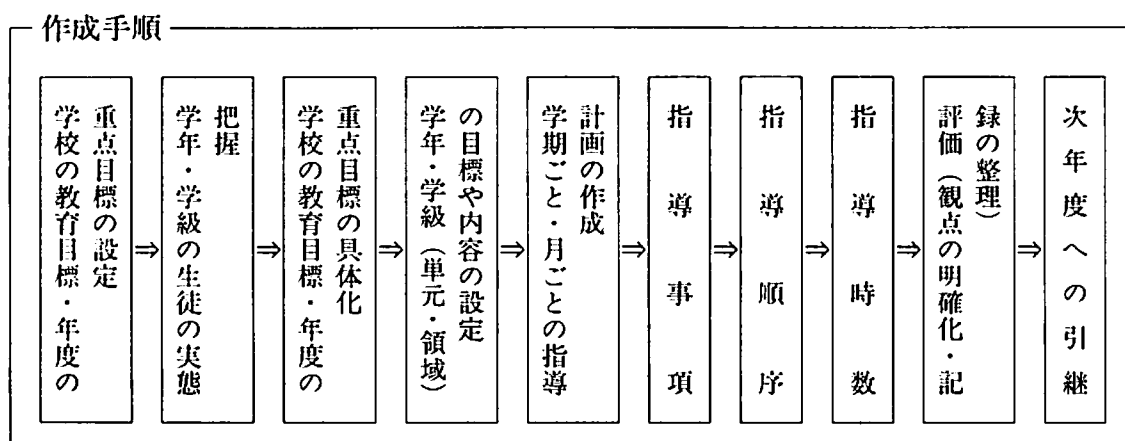
のとおりである。

指導目標…各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の目標を示すこと
指導内容…各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の指導事項を示すこと
指導順序…目標や内容、生徒の実態に基づいた指導順序を示すこと
指導方法…目標や内容、生徒の実態に基づいた指導方法を示すこと
使用教材…目標や内容及び生徒との関連を考慮して示すこと
授業配当時間…単元別や大項目別にするなどして配当時間を示すこと
指導の評価…指導計画を改善するための評価の観点を示すこと

教育課程の具体的な展開を推進するために、これらの事柄について内容を明らかにすることが大切である。

イ 作成手順

年間指導計画の作成に当たっては、各学校において、地域、父母、生徒の実態や要望を十分把握するとともに、教育課程の基本構想と編成方針を明確にして、学校の教育目標の具現化を図るための学年の教育目標、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の教育目標をあらかじめ明確に設定することが大切である。また、年間授業時数を明確にした配分表を作成することが必要である。



ウ 配慮事項

- (ア) 基礎的・基本的な事項の徹底を図るとともに、人間としての在り方生き方に関する教育が総合的に行われるように配慮する。
- (イ) 各教科・科目において、系統的・発展的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- (ウ) 指導内容のまとめ方、指導順序及び重点の置き方に工夫を加える。
- (エ) 生徒が主体的に活動したり学習する場を多く設定する。
- (オ) 教材等の選択に当たっては、各教科・科目及び総合的な学習の時間の目標や指導内容との関連及び生徒の発達段階について十分に配慮するとともに、教材、教具、資料などを準備する時期も明確にする。
- (カ) 全体を見通した総合的な観点に基づいて、評価を行う。

(2) 総合的な学習の時間の年間指導計画の作成

総合的な学習の時間の年間指導計画を作成するに当たっての留意事項は、次の通りである。

ア 総合的な学習の時間のねらいを明確にする。

- (ア) 学校の教育目標、又は学校の将来構想に照らし、どのような生徒を育てたいかを明確にする。
- (イ) 教育課程の編成全体の中で、総合的な学習の時間をどのような理念や方針で位置付け、実施していくかを明確にし、それに基づく指導計画の基本方針を立てる。
- (ウ) 基本方針に基づき、全学年の系統性に配慮しながら、学年ごとのねらいを明確にする。

イ 全教職員の共通理解を図るとともに、保護者、生徒への説明を行う。

- (ア) 校内研修等を通して、全教職員が教科・科目の枠を越えて、一体となった指導体制を作る。
- (イ) 父母説明会、説明資料の配布、ガイダンスの実施等を通して、総合的な学習の時間の意義・目的等を保護者、生徒に周知する。

ウ 総合的な学習の時間のねらいに基づき、年間指導計画を作成する。

(ア) 次に例示する3つの学習活動を参考にして、各学校の総合的な学習の時間のねらいに基づく学習活動を計画する。

- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- ・生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
- ・自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

(イ) 学習形態や学習方法等について、次の事項に配慮する。

- ・自然体験、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れる。
- ・グループ学習や個人研究などの多様な学習形態を工夫するとともに、学習の場を地域社会にも求め、自治体や公共図書館、地域の文化財や自然環境等の活用を図る。

(ウ) 評価に当たっては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに照らして、学習に対する意欲や態度、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価する。

図 総合的な学習の時間の年間指導計画

月	テーマ	内 容	授業時数	形 態 ・ 方 法
4	自己探求	「自分探し」講座Ⅰ ・生活・学習実態調査 ・自己の在り方の生き方についての討論	4	ホームルームごとに実施 ・グループごとに実施

3 指導計画の実施等に当たって配慮すべき事項

指導計画の実施等に当たっては、教育効果を一層高めるために、次の事項に配慮することが大切である。

(1) ガイダンスの機能の充実

今回の改訂においては、高等学校の教育課程における選択の幅の拡大に対応し、科目の履修指導等の重要性が高まっていることを踏まえるとともに、学校やホームルームでの生活への適応指導や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を重視してガイダンスの機能の充実が新たに明示された。

ガイダンスの機能とは、学習活動などの学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくことを指している。

ガイダンスの機能の充実を図る上で、例えば、次のような指導・援助が考えられる。

ア 自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目や類型を選択できるよう指導・援助すること。

イ 学校やホームルームの生活に十分適応できるよう指導・援助すること。

ウ 社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路選択をしたり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助すること。

(2) 指導体制の確立

高等学校では、課程、学科が様々で、生徒の特性、進路等に対応するための類型や選択教科・科目の配当等が多様であることから、学校の実態に応じて最も効果的な指導体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。

特に、人間としての在り方生き方に関する教育、特別活動、生徒指導、さらに今回新たに創設された総合的な学習の時間などについては、効果的な指導体制を確立して指導に当たる必要がある。

(3) 個に応じた指導の充実

高等学校では、生徒の特性、進路等が多様化しており、生徒一人一人を尊重し、個性を生かす教育の充実を図るためには、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、学校や生徒の実態に応じ、学校や教師が自らその工夫改善に取り組むことが大切であり、個別指導やグループ別指導等の学習形態の導入、ティーム・ティーチングや合同授業などの教師の協力的な指導及び生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級編成など生徒の実態や指導場面に応じ、適切に対応していく必要がある。

特に、「弾力的な学級の編成」については、学級の編成を単にある時点の生徒の学力や能力をとらえ固定的に行うのではなく、学習内容の習熟の程度に応じて適切に指導するために、学校の実情と生徒の実態に即し、特定の教科・科目ごとに授業の集団を異にしたり、また、ある一定の時期に編成替えを行ったりして生徒の習熟度を一層高めるよう、弾力的、流動的に行う必要がある。

(4) 学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などの指導

学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などに対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

障害のある生徒を指導するに当たっては、生徒の障害の種類と程度等を家庭や専門医等との連絡を密にして、的確に把握しておくとともに、必要に応じて特殊教育センターや盲学校、聾学校又は養護学校などの関係機関と連携を図ることも重要である。

これらの学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などに対しては、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（総則第2款の2のただし書き）、必履修科目の単位数の一部減（総則第3款の1のただし書き）、科目内容の選択（総則第6款の2の(4)）などの方法を活用し適切に指導する必要がある。

(5) 海外から帰国した生徒などの指導

国際化の進展に伴い、学校においては帰国生徒や外国人生徒の受入れが多くなっており、帰国生徒に対する高等学校への入学・編入学について、次のような特例を設けている。

ア 帰国生徒について、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると校長が認めた場合、第1学年の途中から又は各学年を通じ、編入学を認めることができる。（学校教育法施行規則第60条）

イ 特別の必要があり、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可、各学年の課程の修了及び卒業の認定ができる。（同施行規則第65条第3項）

これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の生徒の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

また、高等学校においては、校長が教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができるという制度も設けられており、留学により一定期間外国の高等学校で学んだ後、帰国した生徒についても、帰国後の学校生活への適応に配慮する必要がある。

(6) コンピュータ等の教材・教具の活用

これからの情報化社会に対応できる資質や能力を生徒に十分身に付けさせるために、コンピュータやインターネットを含む情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に使い、目的意識や課題意識をもちながら、様々な情報媒体から溢れ出る情報のうち、自ら必要とする情報を適切に選択し、目的や条件に応じて処理・加工し、自らの情報を創造・発信していく能力を育成する学習活動が重要になってくる。

このようなことから、今回の改訂では、新たに必修として普通教科「情報」が設けられたことを踏まえ、この教科を情報教育の中核として、他の各教科・科目や特別活動、総合的な学習の時間においても積極的に活用することにより、情報化に対応した教育の効果を一層高めることが必要である。

また、学習指導要領に示すすべての教科について、各科目にわたる内容の取扱いとして、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、学習効果を高めるようにすることを、それぞれの教科の特質に応じ示している。

活用の方法については、課題研究的な活動を行い成果としてまとめる学習に情報手段を効果的に活用する方法や、情報手段を広い観点からとらえ、インターネットなどの新しいメディアと新聞、テレビ、ビデオなどの既存のメディアとを比較させてそれぞれのメディアの特徴について理解を深めたり、それらから流れる情報が人や社会に与える影響について追究したりして、情報に対する的確な判断力を育成する学習活動を行う方法なども考えられる。

さらには、ネットワークやソフトウェアの活用にあたっては、ネットワーク上のルールやマナー、個人情報・プライバシー、著作権等に対する配慮や正しい姿勢や操作法、照明や使用時間などの健康面への配慮も必要である。

コンピュータや情報通信ネットワークのほか、VTRやOHPなどの視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用は、学習の動機付けや理解の促進、生徒の多様な特性等への対応などにおいて有効であり、適切に活用することによって教師の指導や生徒の学習活動を一層有効に進めることができる方法として計画的に用いていくことが必要である。

(7) 学校図書館の利活用

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められている。

このようなことから、生徒の主体的・自律的な学習や読書活動を推進するため、各教科・科目等において、次のような活用例を参考にし、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。

ア 読書意欲の喚起と読書力を高めるための国語科における活用

イ 各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞等に親しみ、活用を図るための地理歴史科及び公民科における活用

ウ 図鑑学習の資料や情報の収集のための芸術科における活用

エ 調査・研究をはじめとする問題解決的な学習の資料、情報の収集のための総合的な学習の時間における活用

(8) 指導の評価と改善

学習指導における評価においては、指導の成果だけではなく、指導の過程における生徒の学習に対する努力や意欲などを評価し、生徒の学習意欲の向上に生かすことが大切である。その際、他者との比較ではなく生徒一人一人がもつよい点や可能性など多様な側面、進歩の様子などを把握する個人内評価の視点を大切にすることが重要である。

また、評価のための評価に終わることなく、生徒一人一人の学習を促進するための評価という視点を一層重視し、教科・科目や指導内容の特性に応じて、事前、事後を含めて学習過程の適切な場面で、教師による評価とともに、生徒による自己評価や相互評価などを適切に行うなど、指導に生かす評価の充実により、指導と評価の一体化を図ることが重要である。

そのためには、評価方法について次のような工夫改善が必要である。

ア 評価を学習や指導の改善に役立たせる観点から、総括的な評価のみではなく、分析的な評価、記述的な評価を工夫する。

イ 評価を行う場面としては、学習後のみならず、学習の前や学習の過程における評価を工夫する。

ウ 評価の時期としては、学期末や学年末だけでなく、目的に応じ、單元ごと、時間ごとなどにおける評価を工夫する。

エ 具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート等を用い、その選択・組合せを工夫する。

(9) 家庭や地域との連携及び学校相互の連携や交流

各学校は、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、開かれた学校づくりを進めていく必要がある。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の人的・物的環境を一層活用していくことが必要である。

また、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

これらの連携及び交流の方法については、次のようなことが考えられる。

ア 学校施設の開放

イ 地域の人々や生徒向けの学習機会の提供

ウ 地域社会の一員としての教師のボランティア活動への参加

エ 近隣の学校間（中学校も含める）における学習指導や生徒指導の連絡会の設置及び研修会等の開催

オ 近隣の学校間における学校行事、部活動、ボランティア活動の合同の実施

カ 自然や社会環境が異なる学校間の相互訪問や情報通信ネットワークなどを活用した交流の実施

キ 盲学校、聾学校及び養護学校との学校行事や学習などを中心に活動を共にする交流や、文通や作品の交換を通じた交流の実施

ク 地域の高齢者を学校に招いたり、高齢者福祉施設への訪問などを通して、高齢者との交流や介護体験などの実施

なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待されている。

4 学校間連携の進め方

問1 学校間連携のねらいは何か。

生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応するため、各学校では多様な選択科目の開設に努めている。しかしながら、担当教員、施設・設備等の事情から、多様な選択科目の開設が困難である場合も多い。例えば、普通科において職業科目の設置を計画しても困難な場合がある。また、専門高校において、大学等への進学を希望する生徒に対応した教育課程の編成、普通科目の開設が難しい場合もある。

このため、高等学校教育課程のより一層の多様化を図るため、学校間の連携のもとに行われる他校での教科・科目を履修する機会を与え、当該教科・科目の学習の成果を自校の教科・科目の単位として認めることにより、生徒の選択学習の機会の拡大を図ることが可能になる。また、生徒の選択の幅を拡大することに加え、学校間連携により、連携学校間の教職員・生徒間の相互理解が深まり、他校と接することにより自校の特徴に対する認識が深まり、開かれた学校づくりや特色ある教育課程の編成が促進されるなど様々な観点から効果が期待されている。

問2 学校間連携はどのように制度化されているのか。

学校間連携は、学校教育法施行規則第63条の3により、平成5年度に制度化されたものであり、北海道においては、平成12年3月に実施要綱(「北海道立高等学校学校間連携実施要綱」平成12年3月31日教育長決定)を定めたものである。

なお、学校間連携で認められる単位については、他の学校外の学修等の単位認定(大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定、技能審査の成果の単位認定、ボランティア活動等の単位認定)と合わせて20単位までを卒業に必要な単位数に含めることができる。(学校教育法施行規則第63条の5)

問3 学校間連携を実施するための具体的な手続きはどのようにすればよいか。

「北海道立高等学校学校間連携実施要綱」では、当該生徒が在籍する高等学校を連携実施校、当該生徒が教科・科目を受講する高等学校を連携協力校とする。連携実施校と連携協力校においては、学校間連携による学習成果の単位認定に向けて、以下のような協議及び手続きを行う。

(1) 連携実施校と連携協力校相互の連絡・調整を図るとともに、学校間連携の円滑な推進に必要な事項を協議するため、学校間連携委員会(以下「連携委員会」)を設置する。

連携委員会において、次の事項を協議し、実施要項を作成する。

- ア 教育課程に関すること
- イ 学習成績の評価に関すること
- ウ 出席・欠席等の扱いに関すること

エ 生徒指導に関すること

オ その他必要な事項

- (2) 連携実施校の校長と連携協力校の校長は、連携委員会の協議に基づき学校間連携合意書を取り交わすとともに、幹事校（連携実施校、連携協力校のうちから互選）の校長が道教委教育長あて学校間連携届（学校間連携実施計画書等を含む）を提出する。

問4 学校間連携の実施の範囲はどのようになっているか。

学校間連携は、全日制、定時制及び通信制のいずれの課程、普通科、専門学科、総合学科のいずれの学科、並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部との間において実施することができる。

問5 学校間連携による学習成果の単位認定はどのように行うのか。また、授業の形態についてはどのようなものが考えられるか。

連携協力校の校長は、同校において学校間連携によって学習を行っている生徒の当該履修教科・科目の学習成績の評価及び単位修得の認定を行い、連携実施校の校長は、当該履修教科・科目の単位数を実施校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加える。

連携協力校における授業の形態については、通常的时间帯に実施する通年方式のほか、特定の期間に集中する集中方式などが考えられる。

問6 学校間連携の内容はどのようなものが考えられるか。

具体的な学校間連携の例は次のようなものが考えられる。

- (1) 全日制普通科設置校と全日制専門学科設置校との学校間連携

ア	A 高等学校（普通科）	[中国語：通年：2 単位]
	B 高等学校（商業科）	[文書デザイン：通年：2 単位]
イ	C 高等学校（普通科）	[美術 I：通年：2 単位]
	D 高等学校（農業科）	[総合実習：集中：1 単位]
ウ	E 高等学校（普通科）	[英語 II：通年：4 単位]
	F 高等学校（工業科）	[情報技術基礎：集中：2 単位]
	G 高等学校（商業科）	[文書デザイン：通年：2 単位]
	H 高等学校（農業科）	[総合実習：通年：2 単位]

- (2) 定時制普通科設置校（単位制）と定時制専門学科設置校との学校間連携

I	高等学校（普通科、単位制）	[オーラル・コミュニケーション I：通年：2 単位]
J	高等学校（工業科）	[工業技術基礎：集中：2 単位]

- (3) 全日制専門学科設置校と聾学校（高等部）との学校間連携

K	高等学校（商業科）	[情報処理：通年：2 単位]
L	聾学校（高等部）	[家庭看護・福祉：通年：2 単位]